



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目次（*については県例規集掲載事項）

○ 規則

*66 和歌山県男女共生社会推進センター設置及び管理条例施行規則（青少年・男女共同参画課）

○ 告示

- 971 救急病院の変更（医務課）
- 972 肥料取締法による肥料の登録の失効（果樹園芸課）
- 973 新道路の供用開始（道路保全課）
- 974 道路の区域変更（"）
- 975 新道路の供用開始等（"）
- 976 道路の区域変更（"）
- 977 新道路の供用開始等（"）
- 978 道路の区域変更（"）
- 979 新道路の供用開始等（"）
- 980 道路の区域変更（"）
- 981 新道路の供用開始等（"）
- 982 道路の区域変更（"）
- 983 新道路の供用開始等（"）
- 984 土地区画整理法による換地処分（都市政策課）
- 985 和歌山県教育ネットワーク校内LAN延伸事業に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（教育委員会）

○ 公告

入札公告（教育委員会）

規 則

和歌山県規則第66号

和歌山県男女共生社会推進センター設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

平成21年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県男女共生社会推進センター設置及び管理条例施行規則

（目的）

第1条 この規則は、和歌山県男女共生社会推進センター設置及び管理条例（平成18年和歌山県条例第28号）第4条の規定に基づき、和歌山県男女共生社会推進センター（以下「センター」という。）の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（開館時間）

第2条 センターの開館時間（以下「開館時間」という。）

は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日にあつては、午前9時から午後5時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、随時に開館時間を変更することができる。（休館日）

第3条 センターの休館日は、月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、センターを臨時に開館し、又は休館することができる。（行為の禁止等）

第4条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) センターの施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (3) 善良な風俗を乱し、又はセンターを利用する者（以下「利用者」という。）及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。
- (4) 許可なく物品の販売等を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの利用を妨げる行為をすること。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
- (2) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 知事の指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、センターの管理上支障があると認められる者（利用の中止）

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が知事の指示した事項に違反したとき。
- (2) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。

(センターの損傷等の届出等)

第6条 利用者は、センターの施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに知事に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第7条 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第8条 利用者は、センターの利用を終了したとき、又は利用を中止したときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第971号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づく救急病院の変更について、次のとおり届出があった。

平成21年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更事項(名称)		名 称	変 更 年月日
旧	新		
医療法人弘智会 上山外科病院	上山病院	上山病院	平成 21.5.22

和歌山県告示第972号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成21年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所	失効した 年月日
和歌山県 第533号	肉骨粉	5.0獣肉骨粉末	窒素全量5.0 りん酸全量18.0	該当なし	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮 807	平成 21.8.9

和歌山県告示第973号

平成20年和歌山県告示第921号(道路の区域変更)で区域を変更した道路のうち、海南市重根字湯垣387番3地先から同市重根字伏山1979番1地先までの延長620.00メートルについては、平成21年8月21日から供用を開始する。

平成21年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

川字向田479番1地 内	旧	93.20 11.20	
同上	新	9.60 12.70	93.20

和歌山県告示第974号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311号

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市本宮町下湯		6.50		

和歌山県告示第975号

平成21年和歌山県告示第974号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年8月21日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第976号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡日高川町大字熊野川字芋野358番1地先から同町大字熊野川字芋野755番1地先まで	旧	9.90 } 18.00	440.00	
日高郡日高川町大字熊野川字芋野758番地先から同町大字熊野川字芋野755番1地先まで	新	10.50 } 20.00	440.00	

和歌山県告示第977号

平成21年和歌山県告示第976号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年8月21日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第978号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山野上線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
和歌山市秋月字畷417番地先から同市鳴神字西浦1207番13地先まで	旧	5.70 } 8.05	132.00	
同上	新	8.40 } 40.55	132.00	

和歌山県告示第979号

平成21年和歌山県告示第978号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年8月21日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第980号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡日高川町大字山野字分木前21番1地先から同町大字山野字久保503番5地先まで	旧	7.20 } 13.50	263.00	
同上	新	9.00 } 18.00	263.00	

和歌山県告示第981号

平成21年和歌山県告示第980号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年8月21日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第982号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 温川田辺線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市伏菟野字前谷840番1地内	旧	9.40 } 19.80	50.94	
同上	新	9.40 } 26.10	50.94	

和歌山県告示第983号

平成21年和歌山県告示第982号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年8月21日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第984号

和歌山都市計画事業東和歌山第一地区土地区画整理事業について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地が行われたので、同条第4項の規定により公告する。

平成21年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第985号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県教育ネットワーク校内LAN延伸事業に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成21年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事業の名称等

(1) 事業の名称

和歌山県教育ネットワーク校内LAN延伸事業

(2) 事業の内容

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成21年8月21日現在において次の要件を満たしている者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であることとし、業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 平成16年4月1日から平成21年3月31日までの間に、同種又は同規模の役務の提供に係る1以上の事業実績を有し、その成果が適正かつ優良である者であること。

(3) ア又はイのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を

選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者

イ 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理技術者試験の合格認定を受けている者

(ア) 情報処理システム監査技術者

(イ) 特種情報処理技術者

(ウ) オンライン情報処理技術者

(エ) プロジェクトマネージャ

(オ) プロダクションエンジニア

(カ) システム運用管理エンジニア

(キ) システム監査技術者

(ク) ネットワークスペシャリスト

(ケ) テクニカルエンジニア（ネットワーク）

(コ) テクニカルエンジニア（システム管理）

(サ) テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとし、コンソーシアムにあっては、イからコまでの書類は、構成員ごとに作成することとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 事業実績調書（事業実績を証する書類の写しを添付すること。）

ウ 役員等に関する調書

エ 使用印鑑届

オ 法人にあっては、登記事項証明書

カ 個人にあっては、住民票

キ 印鑑証明書

ク 県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

ケ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 担当技術者経歴書（資格等を証する書類の写しを添付すること。）

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス コンソーシアムにあっては、コンソーシアムの協定を証する書類の写し

(2) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は情報システムの契約に係る競争入札参加者の資格を有している者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写し又は情報

システムの契約に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写しの提出をもって(1)のウからコまでの書類の提出に代えることができる。

(3) (1)のアからエまで及びサからスまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成21年8月21日(金)から同月27日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、6に掲げる場所及びインターネットのホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500200/nyusatsu/jouhou.html>)で配布する。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成21年9月1日(火)午後5時までの間に和歌山県教育庁学校教育局学校指導課に対して書面(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館8階 教育委員会室

(2) 日時

平成21年8月27日(木)午後2時

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成21年9月2日(水)から同月8日(火)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県教育庁学校教育局学校指導課
和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館7階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3686

ファクシミリ番号 073-441-3652

電子メールアドレス e5002001@pref.wakayama.lg.jp

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成21年9月18日(金)までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者のみに通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成21年9月25日(金)午後4時までに、書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成21年9月30日(水)までに、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

和歌山県教育ネットワーク校内LAN延伸事業について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成21年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成21年度

(2) 事業の名称

和歌山県教育ネットワーク校内LAN延伸事業

(3) 事業の内容

仕様書による。

(4) 事業履行の場所

仕様書による。

(5) 履行期間

契約日から平成22年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成21年和歌山県告示第985号に規定する和歌山県教育ネットワーク校内LAN延伸事業に係る一般競争入札参加資格を有するものであること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館7階

和歌山県教育庁学校教育局学校指導課

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3686

ファクシミリ番号 073-441-3652

電子メールアドレス e5002001@pref.wakayama.lg.jp

P

(2) 期間

平成21年8月21日(金)から同月27日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時30分まで

- 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等
 入札説明書等を交付する場所及び期間は次のとおりとし、(2)に掲げる期間に、インターネットのホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500200/nyusatsu/jouhou.html>）から入手することもできる。
- (1) 場所
 3の(1)に同じ。
- (2) 期間
 3の(2)に同じ。
- (3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書等について質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成21年9月1日（火）午後5時までの間に和歌山県教育庁学校教育局学校指導課に対して書面（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 5 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所
 和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1
 和歌山県庁南別館8階 教育委員会室
- (2) 日時
 平成21年8月27日（木）午後2時
- 6 入札執行の場所及び日時等
- (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所
 和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1
 和歌山県庁南別館8階 教育委員会室
- イ 入札日時
 平成21年10月2日（金）午後2時
- ウ 開札場所
 アに同じ。
- エ 開札日時
 イに同じ。
- (2) 入札の執行に当たっては、入札参加者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成21年10月2日（金）正午までに和歌山県教育庁学校教育局学校指導課に必着するように行わなければならない。
- 7 入札方法
 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 入札保証金に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。
- 9 契約保証金に関する事項
- (1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。
- 10 入札の無効
 2に規定する資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。
- なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。
- 11 入札執行方法の細目
- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁学校教育局学校指導課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁学校教育局学校指導課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合にお

いて、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁学校教育局学校指導課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3686

ファクシミリ番号 073-441-3652

電子メールアドレス e5002001@pref.wakayama.lg.

jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products :

Extension of local area network for prefectural schools and improvement in the present network system

(2) Date and time for tender :

2:00 P.M. 2 October 2009

(3) Contact point for the notice :

Prefectural School Division of Wakayama Prefectural Board of Education, 1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262 Japan

Phone : 073-441-3686 (Fax 073-441-3652)